

航路標識協力団体の指定に係る 関係資料集

(令和3年11月施行)

資料1 航路標識法等関係法令（抜粋）

- 航路標識法
- 航路標識法施行規則

資料2 航路標識協力団体に係る申請書類等の作成例

資料3 航路標識協力団体制度パンフレット

資料4 航路標識協力団体の申請Q&A

資料5 管区海上保安本部等連絡先一覧

海上保安庁交通部企画課

航路標識法等関係法令（抜粋）

○ 航路標識法

（航路標識協力団体の指定）

第 7 条 海上保安庁長官は、法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体であつて、次条第 1 項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、管理航路標識ごとに航路標識協力団体として指定することができる。

- 2 海上保安庁長官は、前項の規定による指定をしたときは、当該航路標識協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 航路標識協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。
- 4 海上保安庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（航路標識協力団体の業務等）

第 8 条 航路標識協力団体は、前条第 1 項の規定による指定に係る管理航路標識について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 海上保安庁長官に協力して、管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をすること。
 - 二 管理航路標識の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
 - 三 管理航路標識の管理に関する調査研究を行うこと。
 - 四 管理航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
 - 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 航路標識協力団体は、前項第一号に掲げる業務として、前条第 1 項の規定による指定に係る管理航路標識に関する工事又は当該管理航路標識の維持（第 4 条第一項ただし書に規定するものを除く。）をしようとするときは、当該工事の設計及び実施計画又は当該維持の実施計画について海上保安庁長官に協議しなければならない。
- 3 前項の工事又は維持についての第 4 条第一項の適用については、前項の規定による協議が成立することをもつて、同条第一項の承認があつたものとみなす。

(監督等)

第9条 海上保安庁長官は、前条第1項に規定する業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、航路標識協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 海上保安庁長官は、航路標識協力団体が前条第1項に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該航路標識協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 海上保安庁長官は、航路標識協力団体が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 海上保安庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第10条 海上保安庁長官は、航路標識協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

○ 航路標識法施行規則

(航路標識協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第1条の6 法第7条第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

航路標識協力団体に係る申請書類等の作成例

(新たに指定を受けようとする場合の申請書)	(頁)
【例 1】 航路標識協力団体指定申請書 (第 1 号様式)	1
(継続して指定を受けようとする場合の申請書)	
【例 2】 航路標識協力団体指定申請書 (第 1 号様式)	2
(申請書の添付書類)	
【例 3-1】 法人等の規約	3
【例 3-2】 法人等の会員名簿	6
【例 3-3】 航路標識協力団体の申請資格に係る誓約書	7
【例 3-4】 活動実績報告書	8
【例 3-5】 活動実施計画書	12
【例 3-6】 灯台の一般公開実施要領、マニュアル等	16
※ 会員以外の者が参加して、灯台の一般公開、夜間活動、ワークショップ等の行う場合に添付する。	
(変更の届出書)	
【例 4-1】 名称等変更届出書 (第 2 号様式)	25
【例 4-2】 航路標識協力団体に係る届出書 (第 3 号様式)	26
※ 活動実施計画の変更を行う場合	
【例 4-3】 航路標識協力団体に係る届出書 (第 3 号様式)	27
※ 代表者、規約等を変更した場合	
【例 4-4】 航路標識協力団体に係る届出書 (第 3 号様式)	28
※ 解散、指定の取消等を行う場合	
(活動状況の報告書)	
【例 5】 年次活動実績報告書 (第 4 号様式)	29

※ この「作成例」は、申請事務の実例等を踏まえ、随時更新する予定です。

第 1 号様式

航路標識協力団体指定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

第〇管区海上保安本部長 殿
(〇〇海上保安部長経由)

氏名 〇〇法人〇〇会
代表者 〇〇 〇〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇

下記の航路標識について、航路標識協力団体の指定を受けたいので、航路標識法第 7 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 指定を希望する航路標識の名称
〇〇灯台
- 2 指定を希望する期間
指定の日から令和〇〇年〇月〇日まで

添付書類

- 1 〇〇法人〇〇会規約
- 2 〇〇法人〇〇会会員名簿
- 3 収支計算書
- 4 納税証明書 (写)
- 5 航路標識協力団体の申請資格に係る誓約書
- 6 活動実績報告書
- 7 活動実施計画書
- 8 〇〇灯台一般公開実施要領

第1号様式

航路標識協力団体指定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

第〇管区海上保安本部長 殿
(〇〇海上保安部長経由)

氏名 〇〇法人〇〇会
代表者 〇〇 〇〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇

下記の航路標識について、航路標識協力団体の指定を受けたいので、航路標識法第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 指定を希望する航路標識の名称
〇〇灯台
- 2 指定を希望する期間
令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日まで
- 3 現在の指定状況
 - (1) 指定番号(指定年月日) 第〇〇〇〇〇〇号(令和〇年〇月〇日)
 - (2) 指 定 期 間 令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日
- 4 その他
当会規約については、令和〇〇年〇月〇日提出時から改定がないため、添付を省略します。

添付書類

- 1 〇〇法人〇〇会会員名簿
- 2 収支計算書
- 3 納税証明書の写し(滞納処分を受けたことがない旨の証明)
- 4 航路標識協力団体の申請資格に係る誓約書
- 5 活動実施計画書
- 6 航路標識協力団体指定証(写し)

〇〇〇〇〇会 規約

(名称)

第1条 本会は、〇〇〇〇〇会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、〇〇県〇〇市〇〇とする。

(目的)

第3条 本会は、△△△とともに〇〇灯台の管理に資する活動等を行うことを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号の活動・事業を実施する。

- (1) . . .
- (2) 〇〇灯台の草刈り、清掃
- (3) 〇〇灯台に関する歴史的資料の収集、保管
- (4) 〇〇灯台の一般公開
- (5) その他

(会員及び入会)

第5条 会員は、この会の目的に賛同し、本会に入会した者とする。

2 入会を希望する者は、入会申込書を〇〇に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第6条 会員ごとに年額〇〇〇〇円とし、〇〇月〇〇日までに納入するものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を〇〇に提出し任意に退会することができる。

(役員)

第8条 本会に次の各号のとおり役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 〇名
 - (3) 会計 〇名
- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、これに事故があるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

(解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、〇〇の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 本人の申し出があったとき。
- (3) 義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(資産)

第11条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 入場料
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(総会)

第12条 本会の総会は、年に〇回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業の変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任または解任
- (5) 解散
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第13条 役員会は役員をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書、決算等)

第 14 条 会長は、毎事業年度終了後○か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

2 本会の事業年度は、○月○日に始まり、翌年○月○日までとする。

(解散)

第 15 条 この団体は、次に各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 会員の欠亡

(4) 合併

2 総会の決議により解散する場合は、会員総数の○分の○以上の承諾を得なければならない。

(委任)

第 16 条 この会則に定めない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和○年○月○日から施行する。

〇〇〇〇〇会 会員名簿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

氏 名	役 職	住 所
〇〇 〇〇	会 長	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇 〇〇	副会長	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇 〇〇	会 計	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇 〇〇	会 計	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇 〇〇		〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

計〇名

令和〇〇年〇〇月〇〇日

第〇管区海上保安本部長 殿
(〇〇海上保安部長経由)

氏名 〇〇法人〇〇会
代表者 〇〇 〇〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇

航路標識協力団体の申請資格に係る誓約書

航路標識協力団体の申請資格について、下記事項に該当していることを誓約します。

- 1 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- 3 直近 1 年間の税を滞納していないこと。
- 4 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていないこと。
- 5 航路標識協力団体の指定を受けた場合に、航路標識協力団体としての活動以外では、航路標識協力団体と称して活動を行わないこと。

活動実績報告書

1 団体の概要

- (1) 団体の名称 ○○法人○○会
 (2) 航路標識の名称 ○○灯台
 (3) 活動実績期間 平成○年○月○日 ～ 令和○年○月○日（○年○か月）
 (4) 活動項目
 ① 工事又は維持に関する活動
 ② 情報又は資料の収集、提供に関する活動
 ③ 調査研究に関する活動
 ④ 知識の普及及び啓発に関する活動
 ⑤ 上記①～④の活動に附帯した活動

2 活動実績

(1) 活動内容

① 工事又は維持に関する活動関連

ア 環境美化活動の実績は、次のとおりです。

年度	活動内容	実施回数	延べ参加人数
○	草刈り、清掃	○	○
○	同上	○	○
○	同上	○	○
○	同上	○	○
○	同上	○	○
(合計)		○	○

写真 ①
環境美化活動

写真 ②
環境美化活動

イ 簡易な点検の実績は、次のとおりです。

年度	活動内容	点検回数	通報回数
○	目視点検、海上保安部への通報等	○	○
○	同上	○	○
○	同上	○	○

○	同上	○	○
○	同上	○	○
(合計)		○	○

② 知識の普及及び啓発に関する活動関連

ア ○○海上保安部が行う灯台の一般開放や地域のイベント等の機会に合わせた周知啓発活動の実績は、次のとおりです。

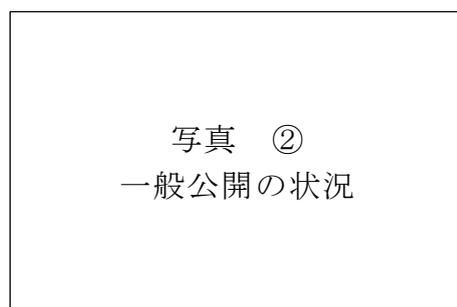
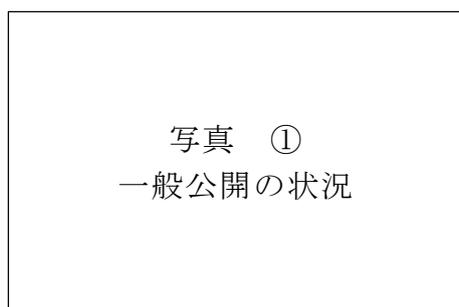
年度	活動内容	実施日数
○	○○灯台を紹介した自作のパンフレット等の配布	○
○	同上	○
(合計)		○

<添付資料>

○○灯台を紹介した自作のパンフレット

イ 灯台の一般開放の実績は、次のとおりです。

年度	活動内容	実施日数	延べ見学人数
○	○○灯台の一般公開	○	○
○	同上	○	○
○	同上	○	○
○	同上	○	○
○	同上	○	○
(合計)		○	○



③ 上記の活動に附帯した活動関連

初めての申請のため、記載なし。

※ 上記1(4)でチェックした活動項目に応じて、実施した活動内容、年度毎の活動回数、活動人数、活動状況写真、活動に使用した資料等に関して記載してください。

※ 記載する実績の期間は、最大5年間としてください。

(2) 海上保安庁との協力、連携等

- ① ○○海上保安部との協力、連携等の状況は、次のとおりです。
 - ア ○○灯台構内の草刈り、清掃等
 - イ 日頃の活動で○○灯台を訪問した際の施設の目視点検等
 - ウ 台風通過後等の施設の目視点検、点灯確認等
 - エ ○○灯台の異常を発見した場合の○○海上保安部への通報等
 - オ ○○海上保安部が行う○○灯台の一般開放における、案内、啓発等の実施
- ② その他
共催や後援というような公式な関係のある活動は行っておりません。

※ 海上保安庁が行う活動との共催又は後援等の公式な協力関係、共同で行った企画又は活動、表彰若しくは海上保安業務への協力に関する実績について記載してください。

(3) 関係者への配慮

- ① ○○海上保安部への配慮
 - ア ○○灯台の運用に支障が生じることのないように、当会が活動するに当たって留意すべき事項等について、定期的に○○海上保安部と打合せを行っている。
 - イ 環境美化活動の実施に当たっては、○○海上保安部の行事、業務等と重複することのないように、事前、事後に連絡調整している。
- ② 地元自治体、周辺住民等への配慮
 - ア ○○灯台は、風光明媚な場所にあり、散策等に訪れる市民等も多いことから、環境美化活動の実施、危険防止の案内板の設置等を行っている。
また、地元自治体や周辺住民等が○○灯台周辺でイベント等を実施する場合には、積極的に協力している。
 - イ 当会の活動の実施により、周辺住民に騒音等の迷惑を生じないように、周辺住民に対して活動内容等の説明を丁寧に行い、理解を求めている。
- ③ その他
当会以外に活動を行っている民間団体等はない。

※ 海上保安庁、他の民間団体、地元自治体、周辺住民等へ配慮している具体的な内容について記載してください。

(4) 収益活動に関する事項

初めての申請のため、記載なし。

- ※ 協力団体として収益活動を行った場合については、具体的な収益活動の内容、収支結果等について記載してください。
- ※ 初めて協力団体の指定の申請を行う場合は、記載の必要はありません。

(5) その他

- ※ 活動に関連した参考事項について記載してください。

活動実施計画書

1 基本項目

- (1) 団体の名称 ○○法人○○会
 (2) 航路標識の名称 ○○灯台
 (3) 活動予定期間 令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日（○年○か月）
 (4) 活動項目
 ① 工事又は維持に関する活動
 ② 情報又は資料の収集、提供に関する活動
 ③ 調査研究に関する活動
 ④ 知識の普及及び啓発に関する活動
 ⑤ 上記①～④の活動に附帯した活動

2 活動計画

(1) 活動目的

○○灯台は、付近海域を航行する船舶の安全のために重要な施設であるとともに、風光明媚な岬に位置し、古くから地域のシンボル、憩いの場として慣れ親しまれており、多数の地元市民等が訪れる名所となっている。

このため、当会では、○○灯台の管理に資する活動を行い、海上保安行政に貢献するとともに、地元市民が気持ちよく散策等を行うことができるように、環境整備等の社会活動を行う。

(2) 活動予定

① 工事又は維持に関する活動関連

ア 環境美化活動の計画は、次のとおりです。

年度	活動内容	実施回数			
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
○	草刈り、清掃	○	○	○	○
○	同上	○	○	○	○
○	同上	○	○	○	○
○	同上	○	○	○	○
○	同上	○	○	○	○

<備考>
1回当たりの参加者は、○名程度。

イ 簡易な点検の計画は、次のとおりです。

年度	活動内容	点検・通報回数
○ ～ ○	・ 灯台を訪問した際の施設の目視点検 ・ 台風通過後等の施設の目視点検、点灯確認 ・ 異常を発見した場合の海上保安部への通報	状況に応じ、 随時行う。

② 知識の普及及び啓発に関する活動関連

ア ○○海上保安部が行う灯台の一般開放や地域のイベント等の機会に合わせた周知啓発活動の計画は、次のとおりです。

年度	活動内容	実施回数			
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
○	パンフレット等の配布	○	○	○	○
○	同上	○	○	○	○
○	同上	○	○	○	○
○	同上	○	○	○	○
○	同上	○	○	○	○
<備考>					

イ 灯台の一般開放の実績は、次のとおりです。

年度	活動内容	実施日数			
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
○	○○灯台の一般公開	○	○	—	—
○	同上	○	○	—	—
○	同上	○	○	—	—
□	同上	通年			
□	同上	通年			
<備考>					
1 ○～○年度は、4月～9月までの土日祝日に実施する。					
2 □～□年度は、通年、毎日実施する。					
3 灯台一般公開実施要領を遵守し、事故防止及び安全管理を徹底します。					

③ 上記の活動に附帯した活動関連
(5)に記載。

※ 活動スケジュール等を記載してください。

※ 上記1(4)でチェックした活動項目に応じて、活動実施体制、活動予定内容（実施体制、回数、人数等を含む）を記載してください。

(3) 航路標識の管理等海上保安庁への貢献及び協力に関する事項

- ① ○○海上保安部との協力、連携等の予定は、次のとおりです。
 - ア ○○灯台構内の草刈り、清掃等
 - イ 日頃の活動で○○灯台を訪問した際の施設の目視点検等
 - ウ 台風通過後等の施設の目視点検、点灯確認等
 - エ ○○灯台の異常を発見した場合の○○海上保安部への通報等
 - オ ○○海上保安部が行う○○灯台の一般開放における案内、啓発等の実施
 - カ 海難防止活動の推進、海上保安行政の周知活動 等

- ② その他
共催や後援というような公式な関係のある活動は行っておりません。

※ 航路標識の管理に関し、貢献する内容や協力姿勢に関して記載してください。

(4) 地域への配慮及び連携に関する事項

- ① ○○海上保安部への配慮
 - ア ○○灯台の運用に支障が生じることのないように、当会が活動するに当たって留意すべき事項等について、定期的に○○海上保安部と打合せを行う。
 - イ 環境美化活動の実施に当たっては、○○海上保安部の行事、業務等と重複することのないように、事前、事後に連絡調整する。

- ② 地元自治体、周辺住民等への配慮
 - ア ○○灯台は、風光明媚な場所にあり、散策等に訪れる市民等も多いことから、環境美化活動の実施、危険防止の案内板の設置等を行う。
また、地元自治体や周辺住民等が、毎年、○○灯台周辺でイベント等を実施しているので、当会も積極的に協力する予定である。
 - イ 当会の活動の実施により、周辺住民に騒音等の迷惑を生じないように、周辺住民に対して活動内容等の説明を丁寧に行い、理解を求める。

- ③ その他
当会以外に活動を行っている民間団体等はない。

※ 海上保安庁、他の民間団体、地元自治体、周辺住民等への配慮や連携等について、調整等の状況を含め、記載してください。

(5) 収益活動に関する事項

- ア ○○灯台の一般公開に附帯する活動として、来訪者から入場料として一人当たり***円を徴収し、当会作成の記念品を販売する。
- イ 入場料については、環境美化活動に必要な物品購入費、除草処分代、一般公開に必要な物品購入費等に使用する予定。詳細については、別添「収支計画書」のとおり

- ※ 収益活動の有無について、記載してください。
- ※ 収益活動を行う場合、協力団体として行う活動がその収益に見合う活動実施計画である必要があります。
- ※ 上記に係る収支計画書等を添付してください。

(6) 連絡先

住 所：○○県○○市○○町○ー○
役 職：○○会事務局担当
氏 名：○○ ○○
電話番号：***-****-****
メールアドレス：***@***.com

- ※ 代表者又は担当者の住所、氏名、電話番号、メールアドレスを記載してください。

〇〇灯台一般公開実施要領

1 実施体制

(1) 実施責任者

〇〇法人 〇〇会 会長 〇〇 〇〇

(2) 公開期間及び時間

ア 期間 令和〇年〇月〇日（〇）～令和〇年〇月〇日（〇）

イ 時間 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

ウ その他 本業務のほか〇〇法人 〇〇会が実施するイベント等にあわせて別途公開する場合にあっては、〇〇海上保安部と協議する。

(3) 公開場所及び公開内容

ア 公開場所 〇〇灯台（以下「灯台」という。）

イ 公開内容

- ・ 灯台内における啓発活動
- ・ 灯台踊場からの眺望見学
- ・ 入場料（一人***円）の徴収

(4) 公開に係る遵守事項

ア 一般公開を行う場合、あらかじめ余裕をもって〇〇海上保安部に連絡・承諾を得て行う。

イ 一般公開は、当会が責任をもって実施する。

ウ 灯台の一般公開を営利、宗教活動又は政治活動を目的としない。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行わない。

オ 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行わない。

カ 灯台構内に看板やベンチ等の構造物を設置し、敷地を占有する場合は、別途関連法令に基づき許可を得る。

キ 灯台の整備工事又は点検が実施される場合のほか、〇〇海上保安部が灯台を使用する場合は、原則として灯台の一般公開を中止する。

ク 一般公開時における死傷者の発生又は施設の管理に不備があった場合のほか、〇〇海上保安部から指示があった場合には、速やかに公開を中止する。

2 安全対策

(1) 事故防止措置の内容

ア 注意喚起

入場時、見学者に対し灯台構内の注意すべき点をまとめた資料を配布する。

イ 情報収集

気象庁が発表する警報・注意報及び地震情報（以下「気象情報」という。）の早期把握のため、インターネット、ラジオ等により情報を収集する。

ウ 周知体制

気象情報を見学者に周知するため、ハンドマイクを所持した安全管理要員を配置する。

エ 安全管理要員の配置

安全管理要員を配置するにあたり、安全管理要員の業務、災害への対応、避難誘導等を定めた安全管理要員業務マニュアル（別紙1参照）を定め、安全管理要員はこれを遵守する。

オ 新型コロナウイルス感染症への対応

一般公開を実施するにあたり、政府が定める新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針等に基づき、〇〇灯台一般公開新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（別紙2参照）を定め、当会のみならず見学者に対してもこれを遵守するよう対応することにより感染予防に努める。

(2) 安全管理要員の経歴及び配置場所

ア 安全管理要員の経歴

別紙3のとおり

イ 配置場所

灯台入口付近等に安全管理要員を配置する。

なお、主任安全管理要員は配置場所を定めず、常に巡回を行う。

(3) 安全管理責任

ア 見学者の事故及び一般公開中の当会職員の事故については、当会が責任を以って対処することとし、施設管理者賠償責任保険に加入する。賠償責任保険の内容については、別添〇のとおり

イ 見学者による施設での事故の発生及び汚損等が発見された場合、速やかに〇〇海上保安部へ通報し、その指示を受けるとともに、当会が原因者と協議のうえ、責任をもって修復する。

なお、見学者によるものと思われる施設の汚損等が発見され、原因者が特定出来ない場合にあっては、原則として当会が責任をもって修復にあたる。

(4) 中止基準

ア 気象庁から大雨警報又は暴風警報が発表された場合

イ 気象庁から雷注意報が発表され、主任安全管理要員が見学者に危険が及ぶ可能性があるかと判断した場合

ウ 灯台が所在する地域に震度5弱以上の地震が発生した場合

エ 灯台が所在する地域が新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置を実施すべき地域に該当する場合

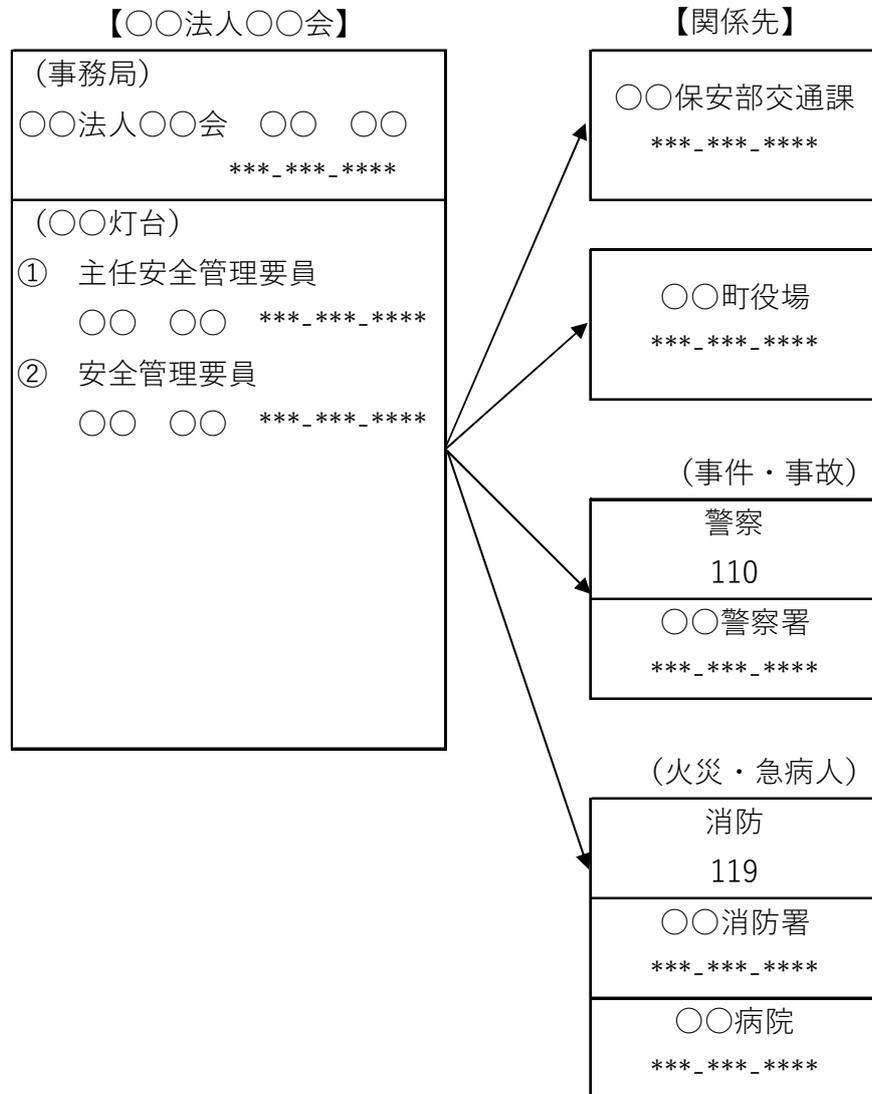
オ 上記に定めるもののほか、主任安全管理要員が一般公開の開催又は継続が不可能と判断した場合

カ 〇〇海上保安部から指示があった場合

(5) 連絡体制

当会会員又は見学者の事故等が発生し、関係各所へ電話連絡する場合における連絡体制は次表のとおりとする。

灯台一般公開に係る連絡体制（イメージ）



安全管理要員業務マニュアル

【運營業務編】

1 公開日時

令和○年○月○日から令和○年○月○日の第○日曜日のうち、原則日没までの○時間(**: ** ~ **: **)とする。

上記以外、協力団体として公開する場合は○○海上保安部と協議する。

2 業務区域

業務を執行する区域は、○○灯台敷地内とする。

3 中止基準

- (1) 気象庁から大雨警報又は暴風警報が発表された場合
- (2) 気象庁から雷注意報が発表され、主任安全管理要員が見学者に危険が及ぶ可能性があるとして判断した場合
- (3) 灯台が所在する地域に震度5弱以上の地震が発生した場合
- (4) 灯台が所在する地域が新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置を実施すべき地域に該当する場合
- (5) 上記に定めるもののほか、主任安全管理要員が一般公開の開催又は継続が不可能と判断した場合
- (6) ○○海上保安部から指示があった場合

4 安全管理要員業務内容

- (1) 公開にあたり安全管理要員のうち1名を主任安全管理要員とする。
- (2) 公開期間中は○○法人○○会から灯台の鍵を受け取り、灯台を開錠し、公開終了後は施錠して、同会に返却する。
- (3) 見学者に灯台の一般公開に係る注意事項を記載した書面を配布する。
- (4) 公開開始から終了までの間、見学者の数をカウントし、日誌に記録する。
- (5) 気象庁が発表する気象警報・注意報及び地震情報の早期把握のため、ラジオ、携帯電話等により情報を収集し、緊急時にはその情報を見学者に周知するためのハンドマイクを常備する。
- (6) 灯台の施設の異常の有無を常に点検し、異常がある場合には速やかに当会事務局及び○○海上保安部に報告するとともに、指示を受け必要な措置をとる。
- (7) 公開時のけが人及び急病人並びに出火を発見し、または通報を受けたときには直ちに必要な措置をとるとともに、○○会、○○海上保安部、警察、消防等に連絡する。
- (8) 安全管理要員の休憩は、見学者の状況に応じ、適宜交代する。
- (9) 業務区域内の清掃を常に行う。
- (10) 業務上知りえた秘密は他人に漏らしてはならない。

- (1) 公開時間終了後、〇〇灯台公開業務日誌に見学者数、事故の有無等を記録する。

5 注意事項の周知

見学者に対し、次の注意事項を適時の巡回、看板の設置等により周知する。

- (1) 灯台敷地内で火気の取扱いを行わないこと。
- (2) 灯台施設内には、入口ドア、階段、踊場出口等の高さが低い箇所又は突起物があるので、近くを通行する場合は、注意すること。
- (3) 階段の上り下りに支障がある見学者は昇降を控えること。
- (4) 灯台踊場での危険な行為（手摺から身を乗り出す等）を行わないこと。
- (5) 灯台踊場付近は地上より風が強いので、風によって帽子等が飛ばされないように注意すること。

【災害への対応編】

6 事故、災害の範囲

事故、災害の範囲と想定される危機の態様 このマニュアルにおける危機とは、不測の災害または重大な事象であって次のとおりとする。

- ① 地震及び津波の発生
- ② 風水害の発生
- ③ 急病けが人の発生
- ④ 施設設備等の不良、老朽化による事故の発生
- ⑤ 火災の発生

7 基本方針

災害が発生又は発生するおそれがある場合の初動対応は、主任安全管理要員が責任者となり行う。

その際は本マニュアルに基づき、効率的な指揮運用を図り、〇〇会及び〇〇海上保安部のほか関係機関への速やかな報告のうえ指示を受け、連携して適切な対応を行うものとする。

8 事前対策

- (1) 地震等災害発生による建物や設備の被災の虞の有無を常に行うとともに、什器備品、照明器具等が倒れたり落ちたりした場合にも、見学者が怪我をしないように、〇〇海上保安部の指示に従い転倒・落下防止の応急策を講じる。
- (2) 周辺地域における避難場所等を確認する。
- (3) 緊急連絡網及び緊急連絡関係機関一覧を作成する。

9 災害別対応

災害別 対応	事前準備	発見時の対応
地震 ・ 津波	① 施設等の点検を常に行う。 ② 危険物の有無の点検を適時行い、危険物を発見した場合は〇〇海上保安部へ報告のうえ、指示を受け応急的な安全措置を講じる。 ③ 避難経路上の障害物の排除及び避難路の管理を行う。 ④ 地震発生を想定した訓練を行う。 ⑤ 見学者の状況把握及び見学者数の管理を行う。	① 情報の収集と伝達 ア 注意情報等を入手した安全管理要員は、〇〇会及び〇〇海上保安部にその内容を報告し、指示を受け、必要に応じて速やかに見学者に伝達する。 イ 〇〇会は情報の事実を確認して安全管理要員に必要な指示を行う。 ② 応急処置 ア 見学者の避難誘導、案内、安全確保等を行う。 イ 建物、工作物、設備等の破損、転倒、落下の緊急点検を行い、〇〇海上保安部及び〇〇会に報告する。 ウ 緊急ミーティングを開き、対応方針の確認及び安全管理要員の役割分担を確認する。
風水害	① 日常的にテレビ、インターネット等で気象庁が発表する警報・注意報等の気象情報を確認する。 ② 災害発生に備えて、施設の状況把握に努め、被害のおそれを発見した場合は速やかに〇〇海上保安部に報告のうえ指示を仰ぐものとする。 ③ 見学者の状況把握及び見学者数の管理を行う。	① 見学者の避難誘導を第一とし、必要により誘導後の気象情報の提供を行う。 ② 施設設備の被害状況を把握し、〇〇海上保安部に報告のうえ指示を受け、被害拡大の防止に努める。 ③ 施設の利用制限を判断し、当会及び〇〇海上保安部に報告のうえ指示を受け、制限をした場合にはその旨周知する。
急病 けが人	最寄りの病院をあらかじめ把握する。	① 急病、けが人が出た場合、状況に応じた措置を行う。 ② 消防に通報し、救急車の出動を要請する。 ③ 事件事故等の場合は必要に応じて警察に報告するとともに、〇〇会及び〇〇海上保安部に報告する。

施設設備等に起因する事故	施設を安全に利用するための日常点検を実施する。	事故が発生した場合、〇〇会及び〇〇海上保安部に報告のうえ指示を受け、必要に応じて措置対応を行う。
火災	<ul style="list-style-type: none"> ① 消火、通報体制を確認するとともに、消防設備等の点検を実施する。 ② 見学者が火気を使用しないように注意・監督を行う。 ③ 避難経路をあらかじめ把握する。 ④ 見学者の状況把握及び見学者数の管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 火災が発生したことをハンドマイク等により周知し、速やかに見学者の避難誘導を行う。 ② 可能な限り初期消火を行うとともに、119番に速報する。 ③ けが人の介抱及び逃げ遅れた見学者がいないか確認する。

10 避難誘導マニュアル

普段から通路や階段、出入口付近等の避難経路上に物を置かないよう見学者に注意するとともに避難誘導は次のとおり実施する。

- ① 安全管理要員は、自身の安全を確保しつつ不測の災害又は重大な事象が発生していることを敷地内にいるすべての者にハンドマイクにより周知する。
- ② 安全管理要員の指示に従うようハンドマイクにより周知する。
- ③ 施設の被害状況を確認し、踊場等から速やかに敷地内の安全な場所に移動するよう誘導する。
- ④ 敷地が地割れによる崩落又は施設の倒壊のおそれ等があり、危険であると判断する場合は、適宜敷地外の〇〇公園等の安全な場所に誘導する。
- ⑤ 安全な場所に避難が完了した後、逃げ遅れた人やケガをした人がいないか確認する。
- ⑥ 状況に応じ警察又は消防に速報するとともに、〇〇会及び〇〇海上保安部へ報告のうえ、指示を受け、必要に応じた措置対応を行う。

〇〇灯台一般公開新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

灯台の一般公開の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症に的確に対応するため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針」等を踏まえ、次の対応を行うものとする。

新型コロナウイルス感染症対策については、各地方公共団体の要請内容や類似施設の対応状況を踏まえて、記載してください。

安全管理要員略歴

令和〇年〇月〇日現在

【主任安全管理要員】 1名

氏名 ○○ ○○
ふりがな ○○ ○○
生年月日 昭和**年**月**日
年齢 **歳
住所 ○○県○○市○○*-*-*
略歴 昭和**年 ○○(株)入社
平成**年 ○○法人○○会 入会

【安全管理要員】 ○名

氏名 ○○ ○○
ふりがな ○○ ○○
生年月日 昭和**年**月**日
年齢 **歳
住所 ○○県○○市○○*-*-*
略歴 平成**年 ○○(株)入社
平成**年 ○○法人○○会 入会

第2号様式

名称等変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

第〇管区海上保安本部長 殿
 (〇〇海上保安部長経由)

氏名 〇〇法人〇〇会
 代表者 〇〇 〇〇
 住所 〇〇県〇〇市〇〇

航路標識法第7条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

	項目	内容	
①	指定番号 (指定年月日)	第〇〇〇〇〇〇号 (令和〇〇年〇〇月〇〇日)	
②	指定期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
③	航路標識の名称	〇〇灯台	
④	変更予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
⑤	変更する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 法人等の名称 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所の所在地 ※該当する□に、✓をする。	
⑥	変更の内容	変更前	〇〇法人〇〇会 〇〇県〇〇市〇〇 △△県△△市△△
		変更後	□□法人□□会 □□県□□市□□ ▽▽県▽▽市▽▽
⑦	変更の理由	例1) 別法人との統合により団体名称を変更するため 例2) 〇〇法人〇〇会の事務所移転のため	

第3号様式

航路標識協力団体に係る届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

第〇管区海上保安本部長 殿
 (〇〇海上保安部長経由)

氏名 〇〇法人〇〇会
 代表者 〇〇 〇〇
 住所 〇〇県〇〇市〇〇

航路標識協力団体の指定に関し、次のとおり届け出ます。

	項 目	内 容
①	指 定 番 号 (指定年月日)	第〇〇〇〇〇〇号 (令和〇〇年〇〇月〇〇日)
②	指 定 期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日
③	航路標識の名称	〇〇灯台
④	届 出 事 項	<input type="checkbox"/> 活動実施計画の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 航路標識協力団体の代表者、規約等の変更 <input type="checkbox"/> 航路標識協力団体の解散 <input type="checkbox"/> 航路標識協力団体の指定取消 <input checked="" type="checkbox"/> その他 [連絡先の変更] ※該当する□に、✓をする。
⑤	届 出 内 容	<input type="checkbox"/> 航路標識協力団体の代表者、規約等の変更 〇月に開催した当会総会により、新たに「〇〇 〇〇」が代表に就任したので、別添のとおり変更後の会員名簿を提出します。 <input type="checkbox"/> 連絡先の変更 当会事務局の電話番号は、「***-***-****」に変更しました。

第4号様式

年次活動実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

第〇管区海上保安本部長 殿
 (〇〇海上保安部長経由)

氏名 〇〇法人〇〇会
 代表者 〇〇 〇〇
 住所 〇〇県〇〇市〇〇

航路標識法第9条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

	項 目	内 容
①	指 定 番 号 (指定年月日)	第〇〇〇〇〇〇号 (令和〇〇年〇〇月〇〇日)
②	活 動 実 績 期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日
③	航 路 標 識 の 名 称	〇〇灯台
④	報 告 内 容	別添「令和〇年度活動実績報告書」のとおり

令和〇年度活動実績報告書

1 基本項目

- (1) 団体の名称 ○〇法人〇〇会
 (2) 指定番号(指定年月日) 第〇〇〇〇〇〇号(令和〇年〇月〇日)
 (3) 指定期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
 (4) 航路標識の名称 ○〇灯台
 (5) 活動実績報告期間 令和〇年4月1日～令和〇年3月31日
 (6) 活動項目
 ① 工事又は維持に関する活動
 ② 情報又は資料の収集、提供に関する活動
 ③ 調査研究に関する活動
 ④ 知識の普及及び啓発に関する活動
 ⑤ 上記①～④の活動に附帯した活動

2 活動実績

(1) 活動内容

① 工事又は維持に関する活動関連

ア 環境美化活動の実績は、次のとおりです。

実施年月日	活動内容	参加人数
○	草刈り、清掃	○
○	同上	○
(合計) ○回		○

写真 ①
環境美化活動

写真 ②
環境美化活動

イ 簡易な点検の実績は、次のとおりです。

期間	活動内容	点検回数	通報回数
4～翌3月	目視点検、海上保安部への通報等	○	○

② 知識の普及及び啓発に関する活動関連

ア ○○海上保安部が行う灯台の一般開放や地域のイベント等の機会に合わせた周知啓発活動の実績は、次のとおりです。

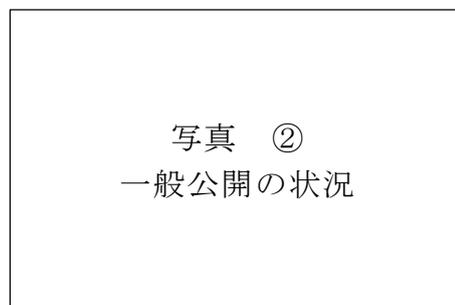
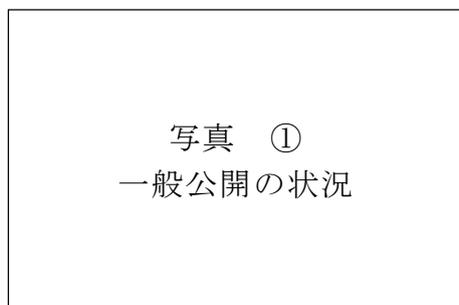
実施年月日	活動内容
○	○○灯台を紹介した自作のパンフレット等の配布
○	同上
(合計) ○回	

<添付資料>

○○灯台を紹介した自作のパンフレット

イ 灯台の一般開放の実績は、次のとおりです。

月	活動内容	実施日数	延べ見学人数
4	○○灯台の一般公開	○	○
5	同上	○	○
6	同上	○	○
7	同上	○	○
8	同上	○	○
9	同上	○	○
10	同上	○	○
11	同上	○	○
12	同上	○	○
1	同上	○	○
2	同上	○	○
3	同上	○	○
(合計)		○	○



③ 上記の活動に附帯した活動関連

上記②の啓発活動にあわせ、入場料の徴収、記念品の販売を行いました。

※ 上記1(4)でチェックした活動項目に応じて、実施した活動内容、活動回数、活動人数、活動状況写真、活動に使用した資料等に関して記載してください。

(2) 海上保安庁との協力、連携等

- ① ○○海上保安部との協力、連携等の状況は、次のとおりです。
- ア ○○灯台構内の草刈り、清掃等（計○回）
 - イ 日頃の活動で○○灯台を訪問した際の施設の目視点検等（計○回）
 - ウ 台風通過後等の施設の目視点検、点灯確認等（計○回）
 - エ ○○灯台の異常を発見した場合の○○海上保安部への通報等（計○回）
 - オ ○○海上保安部が行う○○灯台の一般開放における、案内、啓発等の実施（計○回）
- ② その他
共催や後援というような公式な関係のある活動は行っておりません。

※ 海上保安庁が行う活動との共催又は後援等の公式な協力関係、共同で行った企画又は活動、表彰若しくは海上保安業務への協力に関する実績について記載してください。

(3) 関係者への配慮

- ① ○○海上保安部への配慮
- ア ○月○日、○○海上保安部と打合せを実施し、当会が活動するに当たって留意すべき事項等について、指導を受けた。
 - イ 環境美化活動の実施に当たり、○○海上保安部の行事、業務等と重複することのないように、その都度、連絡調整した。（計○回）
- ② 地元自治体、周辺住民等への配慮
- ア ○月○日、○○市が○○灯台周辺で開催したイベントに参画し、周知、啓発活動等を実施した。
 - イ 当会の活動の実施により、周辺住民に騒音等の迷惑を生じないように、周辺住民に対して活動内容等の説明を丁寧に行った。（計○回）

※ 海上保安庁、他の民間団体、地元自治体、周辺住民等へ配慮している具体的な内容について記載してください。

(4) 収益活動に関する事項

- 一般公開の啓発活動にあわせ、次のとおり収益活動を実施した。
- 実施日：令和○年4～9月の土日休日
 - 実施場所：○○灯台構内
 - 実施内容：入場料の徴収、記念品の販売
(収支内訳)

	実施内容	金額
収入	入場料の徴収	〇〇, 〇〇〇
支出	環境美化活動のうち、清掃用品の購入、ゴミの処分費	〇, 〇〇〇
	啓発活動のうち、機材運搬費	〇〇, 〇〇〇
	記念品の作成	〇〇, 〇〇〇
	小計	〇〇, 〇〇〇

※ 詳細については、収支計算書等のおり

※ 協力団体として収益活動を行った場合については、具体的な収益活動の内容、収支結果等について記載してください。

(5) その他

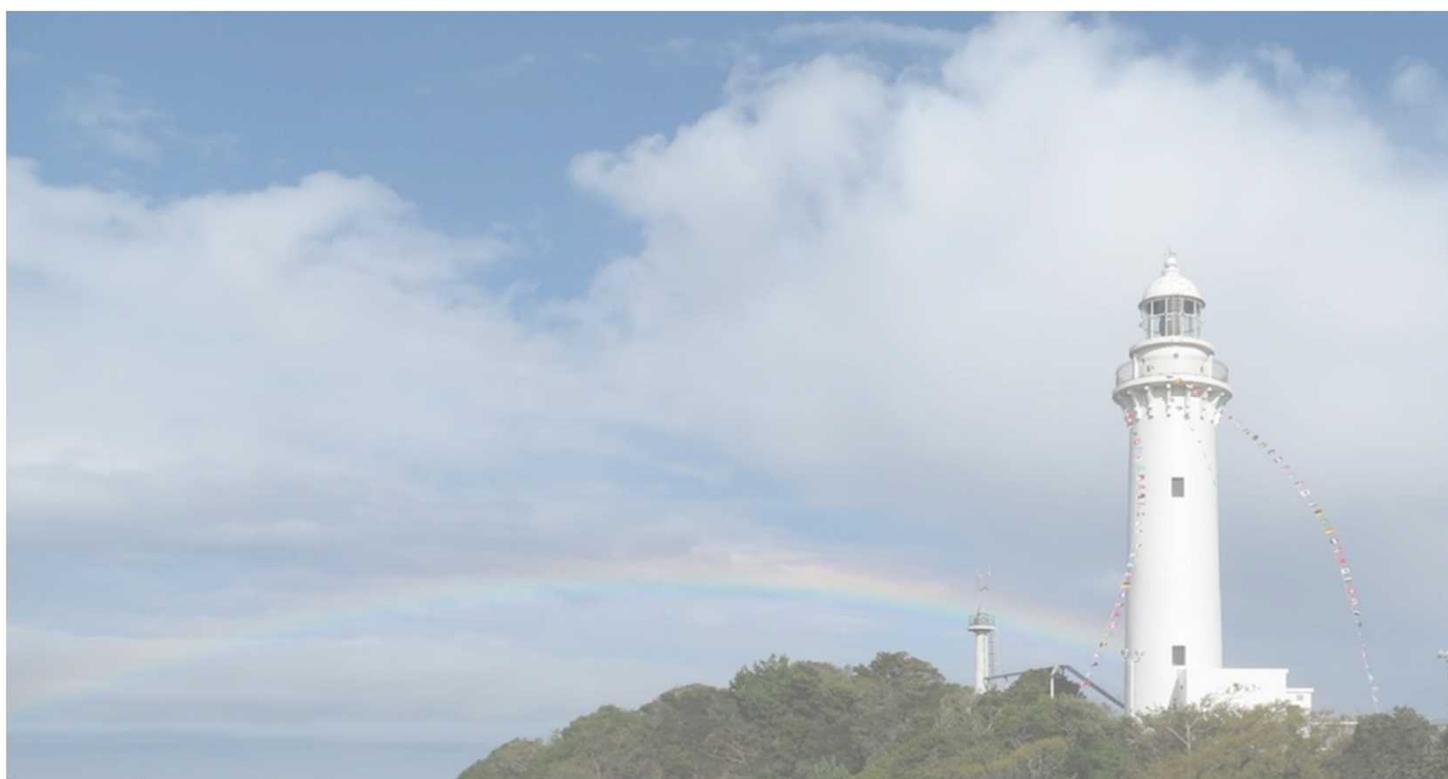
令和〇年〇月頃、〇〇から当会对し、イベントの一環として、夜間に灯台のライトアップを企画したいとの照会があった。

当会の活動に支障を生じることは無いが、〇〇灯台という同じ場所を共有することになることから、今後、本企画の連携、共催等について、打ち合わせを行うこととしている。

※ 活動に関連した参考事項について記載してください。

航路標識協力団体制度

令和3年11月、航路標識法の改正により、「航路標識協力団体制度」が創設されました。海上保安庁では、自発的に航路標識の維持、航路標識に関する知識の普及・啓発等の活動に取り組む民間団体等を「航路標識協力団体」に指定し、その活動を支援します。



海上保安庁
JAPAN COAST GUARD

航路標識協力団体制度について

航路標識協力団体とは、航路標識法に基づき、管区海上保安本部長が指定した団体であり、航路標識の維持管理等の活動を自発的に行う民間団体等をいいます。

協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことが認められる法人等に対して行います。これにより、海上保安庁と連携して活動を行う団体に位置付けられます。



なお、協力団体としての活動以外では、協力団体と称して活動を行うことはできません。

航路標識協力団体として活動するメリット

社会的信用度の向上

国指定の団体として、活動することができます

工事等の申請 手続きの簡略化

航路標識に関する工事等の申請手続きが簡略化されます



活動の実施に関し 必要な情報の入手

海上保安庁から、情報の提供や支援が受けられます

収益活動が可能

団体の活動に附帯する活動として、収益活動を行うことができます。

募 集

毎年、「募集要項」を作成し、募集期間等を定めて公募します。

管区海上保安本部のホームページ等に掲載しますので、募集の時期等を確認してください。

なお、航路標識協力団体として指定を受けるには、申請資格や審査基準等に適合していることが必要となります。詳しくは、「航路標識協力団体の指定に関するガイドライン」や「募集要項」をご確認いただくとともに、最寄りの管区海上保安本部や海上保安部等にお問い合わせください。



活動

航路標識協力団体の活動は、次の4つがあります。

活動 1

航路標識に関する工事又は航路標識の維持

例) 灯台の錆落としや塗装、手すりの設置、清掃、草刈り、簡易な点検 など



環境美化活動



草刈り



簡易な点検

活動 2

航路標識の管理に関する 情報又は資料収集及び提供

例) 灯台に関する歴史資料の収集、
保管 など



灯台の歴史に関する情報の収集活動



活動 3

航路標識の管理に関する 調査研究

例) 灯台の歴史調査、構造調査 など



灯台の歴史調査

活動 4

航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発

例) 灯台の一般公開、歴史資料の展示、夜間活動、ワークショップ開催 など



灯台の一般公開



灯台及びその周辺のライトアップ



灯台の歴史等に関する資料館



夜間活動



灯台敷地内でのワークショップの開催

※上記活動1～4の活動に付随する 活動

例) 記念品の販売など



Q & A

Q 誰でも、航路標識協力団体になれるのですか。

A 航路標識協力団体の指定を受けるには、一定の申請資格を有し、過去の活動実績や今後の活動計画が適正であること等の条件を満たす必要があります。
詳しくは、「航路標識協力団体の指定に関するガイドライン」や「募集要項」をご確認
いただくとともに、最寄りの管区海上保安本部、海上保安部等にお問い合わせください。



Q 航路標識協力団体は、どの灯台でも指定を受けることができるのですか。

A 航路標識協力団体は、活動される航路標識ごとに指定します。

Q 海上保安庁が航路標識協力団体に対して提供する情報とは、どのようなものですか。

A 具体例としては、航路標識の工事等に必要航路標識の構造や設計の図面などの情報、他の航路標識協力団体の優良活動に関する情報などがあります。

Q 航路標識協力団体の行う収益活動には、どのようなものがあるのですか。

A 航路標識の周知啓発活動等に附帯する活動として、飲物の販売や入場料等を徴収する場合などが想定されます。この場合、徴収する趣旨、徴収した料金を活動の原資にどう充てるか、収益の有無やその規模などを審査し、活動内容が本来の活動目的達成のために実施しているものであり、かつ、当該活動に必要な経費を賄う範囲内で実施する見込みであると判断できる場合は、認めることとしています。

Q これまで草刈りや清掃などのボランティア活動を行っていたのですが、指定を受けないと活動できなくなるのですか。

A 草刈りや清掃活動等の小規模な作業については、指定を受けなくても、これまでどおり活動することができます。なお、指定を受けた場合には、海上保安庁から情報の提供や助言等の支援を受けることができますので、より一層、円滑に活動を実施できるものと期待されます。

お問合せ

※本制度に関するご質問やお問い合わせは、下記の管区海上保安本部交通部企画課までご連絡ください。
(※第十一管区海上保安本部は「交通企画課」)

管区本部名	電話番号	管区本部名	電話番号
第一管区海上保安本部	0134-27-0118	第七管区海上保安本部	093-321-2931
第二管区海上保安本部	022-363-0111	第八管区海上保安本部	0773-76-4100
第三管区海上保安本部	045-211-1118	第九管区海上保安本部	025-285-0118
第四管区海上保安本部	052-661-1611	第十管区海上保安本部	099-250-9800
第五管区海上保安本部	078-391-6551	第十一管区海上保安本部	098-867-0118
第六管区海上保安本部	082-251-5111		

(作成:令和3年10月)

航路標識協力団体の申請 Q & A

<申請資格>

Q 1-1 申請資格は10項目の要件がありますが、全ての項目に該当する必要がありますか。

A 申請資格として定めている全ての項目に該当する必要があります。

Q 1-2 法人格を有さない親睦会的な団体のため、規約や会計書類等がありません。このような団体でも申請することは可能ですか。

A 指定を受けるためには、法人又は法人に準ずる団体である必要があります。そのため、申請するためには、団体の組織や運営に関する規約等を定めていただく必要があります。

Q 1-3 申請資格の要件に「申請時点において、組織設立前のボランティア活動等を含め、おおむね5年を経過していること。」とありますが、具体的に教えてください。

A 航路標識協力団体として安定的・継続的に活動いただけることを確認するものです。そのため、申請時点において、組織設立後の期間が5年に満たない場合であっても、組織設立以前に組織的な活動を行っている場合には、当該期間も合算して、おおむね5年を経過していれば要件を満たします。

なお、ここにいう活動とは、審査基準に定める「航路標識の管理に資する活動」である必要はありません。

<申請手続>

Q 2-1 募集期間を教えてください。

A 募集は、毎年11月上旬から12月中旬頃を予定しています。具体の期間については、毎年9月頃に管区海上保安本部のホームページ等で公表します。

Q 2-2 申請書類の見本はありますか。

A 申請書類の作成例を管区海上保安本部のホームページ等で公表していますので、参考にしてください。

Q 2-3 活動実績報告書について、「最大5年間」との記載がありますが、具体的に教えてください。

A 活動実績は、基本的に、直近5年間分を記載してください。直近5年間よりも以前の分を記載いただく必要はありません。また、活動実績のある期間が5年に満たない場合には、当該期間のみを記載してください。

Q 2-4 活動実施計画書について、「おおむね5年間」との記載がありますが、具体的に教えてください。

A 指定を受けることができる期間は、最大で5年間（5年目の年度末まで）です。そのため、5年間を超えない範囲で、指定を希望する期間の活動について記載してください。

Q 2-5 指定期間（最大で5年間）が過ぎた後も継続して活動を行いたいのですが、可能ですか。

A 指定期間が過ぎた後も活動を継続したい場合には、あらためて申請いただき再び指定を受けることで、活動を継続することができます。

Q 2-6 複数の灯台について申請したいのですが、申請手続はどのようにすればよいですか。

A 申請は、指定を希望する灯台を管理する海上保安部等にそれぞれ行っていただく必要があります。

なお、申請先の海上保安部等が同一の場合などは、複数の申請を一括して行うことや添付書類の一部を省略することが可能な場合があります。

Q 2-7 既に他の団体が指定を受けている灯台の申請を行うことは可能ですか。

A 可能です。ただし、他の団体と協調する、活動の時期や場所を分ける等の調整をお願いする場合があります。

<審査基準等>

Q 3-1 審査は、どのように行われますか。

A 有識者による審査委員会を開催し、中立性・公平性・客観性をもって行います。

Q 3-2 清掃や除草などの航路標識の管理に資する活動の実績が乏しいのですが、このような団体でも指定を受けることはできますか。

A 航路標識の管理に資する活動は、灯台を訪問した際や台風通過後の灯火の確認、申請する灯台とは異なる灯台における活動なども該当する場合があります。

また、活動実績が乏しい場合であっても、活動の実施体制や実施計画が適切で、活動を適切かつ確実に行うことができると認められる場合は、指定を受けることができます。

Q 3-3 これまで灯台に関連する活動を一切行っておらず、活動実績が全くないのですが、このような団体でも指定を受けることはできますか。

A 活動実績は、審査における評価項目の一つとしています。そのため、必要に応じて申請までに航路標識の管理に資する活動（海上保安部等が行う灯台の一般公開や清掃等にご協力いただくことを含む）を行っていただければ、活動実績として審査します。

Q 3-4 各地の灯台を訪問しての歴史調査や灯台に関する歴史的資料の収集を行っていますが、このような団体でも指定を受けることはできますか。

A 指定は航路標識ごとに行うため、活動の拠点となる灯台について申請いただく方法が考えられます。

なお、活動の実施に必要な情報提供等は、指定された灯台に限らず受けることができます。

Q 3-5 収益活動は、「本来の活動に必要な経費を賄う範囲内で実施する」こととされていますが、具体的に教えてください。

A 収益活動は、次に掲げるものを想定しています。収益活動により得られた収益については、航路標識の管理に資する活動に還元していただくことを基本としています。

- ・ 入場料の徴収
- ・ ガイドツアーの参加費の徴収
- ・ ワークショップの教材費の徴収
- ・ キャンプ等を開催するための参加費（実費）の徴収
- ・ 飲物等の販売
- ・ 記念品等の物品の販売

Q 3-6 収益活動のみを行うことはできますか。

A 収益活動は、航路標識の管理に資する活動に附随する活動としてのみ行うことができます。そのため、収益活動のみを行うことはできません。

<その他>

Q 4-1 収益活動で本来の活動に必要な経費以上の収益があった場合、又は、当該活動に必要な経費が賅えなかった場合はどうなりますか。

A 収益活動は、「本来の活動に必要な経費を賅う範囲内で実施する」ことを基本としているため、収益の余剰分については、翌年度以降（指定期間内に限る）の活動に充てていただくこととなります。また、必要な経費が賅えない場合は、団体の損失となります。

なお、活動実施計画は、あらかじめ届け出ることで随時見直すことができます。

Q 4-2 活動を継続できなくなった場合はどうなりますか。

A 団体の解散その他の事由により活動の継続が困難となった場合は、あらかじめ届け出ることで指定を取り消すことができます。

全国の海上保安部等一覧

管区海上保安本部

事務所名	郵便番号	都道府県	所在地	電話番号
第一管区海上保安本部	047-8560	北海道	小樽市港町5-2	0134-27-0118
第二管区海上保安本部	985-8507	宮城県	塩釜市貞山通3-4-1	022-363-0111
第三管区海上保安本部	231-8818	神奈川県	横浜市中区北仲通5-57	045-211-1118
第四管区海上保安本部	455-8528	愛知県	名古屋市港区入船2-3-12	052-661-1611
第五管区海上保安本部	650-8551	兵庫県	神戸市中央区波止場町1-1	078-391-6551
第六管区海上保安本部	734-8560	広島県	広島市南区宇品海岸3-10-17	082-251-5111
第七管区海上保安本部	801-8507	福岡県	北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931
第八管区海上保安本部	624-8686	京都府	舞鶴市宇下福井901	0773-76-4100
第九管区海上保安本部	950-8543	新潟県	新潟市中央区美咲町1-2-1	025-285-0118
第十管区海上保安本部	890-8510	鹿児島県	鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9800
第十一管区海上保安本部	900-8547	沖縄県	那覇市港町2-11-1	098-867-0118

海上保安(監)部

管区	事務所名	郵便番号	都道府県	所在地	電話番号
1	函館海上保安部	040-0061	北海道	函館市海岸町24-4	0138-42-1118
1	小樽海上保安部	047-0007	北海道	小樽市港町5-2	0134-27-6118
1	室蘭海上保安部	051-0023	北海道	室蘭市入江町1-13	0143-23-0118
1	釧路海上保安部	085-0022	北海道	釧路市南浜町5-9	0154-22-0118
1	留萌海上保安部	077-0048	北海道	留萌市大町3-37-1	0164-42-0656
1	稚内海上保安部	097-0023	北海道	稚内市開運2-2-1	0162-22-0118
1	紋別海上保安部	094-0011	北海道	紋別市港町5-3-10	0158-23-0118
1	根室海上保安部	087-0055	北海道	根室市琴平町1-38	0153-24-3118
2	青森海上保安部	030-0811	青森県	青森市青柳1-1-2	017-734-2422
2	八戸海上保安部	031-0831	青森県	八戸市築港街2-16	0178-32-4691
2	釜石海上保安部	026-0012	岩手県	釜石市魚河岸1-2	0193-22-3830
2	宮城海上保安部	985-0011	宮城県	塩釜市貞山通3-4-1	022-367-3917
2	秋田海上保安部	011-0945	秋田県	秋田市土崎港西1-7-35	018-845-1624
2	酒田海上保安部	998-0036	山形県	酒田市船場町2-5-43	0234-24-0055
2	福島海上保安部	971-8101	福島県	いわき市小名浜字辰巳町66	0246-54-3450
3	茨城海上保安部	311-1214	茨城県	ひたちなか市和田町3-4-16	029-263-4118
3	千葉海上保安部	260-0024	千葉県	千葉市中央区中央港1-12-2	043-301-0118
3	銚子海上保安部	288-0001	千葉県	銚子市川口町2-6431	0479-21-0118
3	東京海上保安部	135-0064	東京都	江東区青海2-7-11	03-5564-1118
3	横浜海上保安部	231-0001	神奈川県	横浜市中区新港1-2-1	045-671-0118
3	横須賀海上保安部	237-0071	神奈川県	横須賀市田浦港町無番地	046-861-8366
3	清水海上保安部	424-0922	静岡県	静岡市清水区日の出町9-1	054-353-1118
3	下田海上保安部	415-0023	静岡県	下田市3-18-23	0558-23-0118

管区	事務所名	郵便番号	都道府県	所在地	電話番号
4	名古屋海上保安部	455-0032	愛知県	名古屋市港区入船2-3-12	052-661-1615
4	四日市海上保安部	510-0051	三重県	四日市市千歳町5-1	059-357-0118
4	尾鷲海上保安部	519-3614	三重県	尾鷲市南陽町6-34	0597-25-0118
4	鳥羽海上保安部	517-0011	三重県	鳥羽市鳥羽1-2383-28	0599-25-0118
5	大阪海上保安監部	522-0021	大阪府	大阪市港区築港4-10-3	06-6571-0516
5	神戸海上保安部	650-0042	兵庫県	神戸市中央区波止場町1-1	078-327-8835
5	姫路海上保安部	672-8063	兵庫県	姫路市飾磨区須加294-1	079-231-5065
5	和歌山海上保安部	640-8287	和歌山県	和歌山市築港6-22-2	073-402-5852
5	田辺海上保安部	646-0023	和歌山県	田辺市文里1-11-9	0739-22-2001
5	徳島海上保安部	773-0001	徳島県	小松島市小松島町字外開1-11	0885-32-0431
5	高知海上保安部	781-8010	高知県	高知市棧橋通5-4-55	088-832-7114
6	水島海上保安部	712-8056	岡山県	倉敷市水島福崎町2-15	086-444-9701
6	玉野海上保安部	706-0011	岡山県	玉野市宇野1-8-4	0863-31-3421
6	広島海上保安部	734-8560	広島県	広島市南区宇品海岸3-10-17	082-253-3111
6	呉海上保安部	737-0029	広島県	呉市宝町9-25	0823-26-0118
6	尾道海上保安部	722-0002	広島県	尾道市古浜町27-13	0848-22-2108
6	徳山海上保安部	745-0023	山口県	周南市那智町3-1	0834-31-0110
6	高松海上保安部	760-0064	香川県	高松市朝日新町1-30	087-821-7013
6	松山海上保安部	791-8058	愛媛県	松山市海岸通り2426-5	089-951-1196
6	今治海上保安部	794-0027	愛媛県	今治市南大門町1-3-1	0898-32-2882
6	宇和島海上保安部	798-0003	愛媛県	宇和島市住吉町3-1-3	0895-22-1256
7	仙崎海上保安部	759-4106	山口県	長門市仙崎1026-2	0837-26-0241
7	門司海上保安部	801-0841	福岡県	北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-3215
7	若松海上保安部	808-0034	福岡県	北九州市若松区本町1-14-12	093-761-2497
7	福岡海上保安部	812-0031	福岡県	福岡市博多区沖浜町8-1	092-281-5866
7	三池海上保安部	836-0061	福岡県	大牟田市新港町1	0944-53-0521
7	唐津海上保安部	847-0861	佐賀県	唐津市二夕子3-214-6	0955-74-4323
7	長崎海上保安部	850-0921	長崎県	長崎市松が枝町7-29	095-827-5133
7	佐世保海上保安部	857-0852	長崎県	佐世保市干尽町4-1	0956-31-4842
7	対馬海上保安部	817-0016	長崎県	対馬市厳原町東里341-42	0920-52-0640
7	大分海上保安部	870-0107	大分県	大分市大字海原字地浜916-5	097-521-0112
8	敦賀海上保安部	914-0079	福井県	敦賀市港町7-15	0770-22-4179
8	舞鶴海上保安部	624-0946	京都府	舞鶴市字下福井901	0773-76-4120
8	境海上保安部	684-0034	鳥取県	境港市昭和町9-1	0859-42-2534

管区	事務所名	郵便番号	都道府県	所在地	電話番号
9	新潟海上保安部	950-0072	新潟県	新潟市中央区竜が島1-5-4	025-247-0118
9	伏木海上保安部	933-0105	富山県	高岡市伏木錦町11-15	0766-45-0118
9	金沢海上保安部	920-0211	石川県	金沢市湊4-13	076-266-6118
9	七尾海上保安部	926-0015	石川県	七尾市矢田新町二部173	0767-52-9118
10	熊本海上保安部	869-3207	熊本県	宇城市三角町三角浦1160-20	0964-52-3105
10	宮崎海上保安部	887-0001	宮崎県	日南市油津4-12-1	0987-22-3264
10	鹿児島海上保安部	892-0812	鹿児島県	鹿児島市浜町2-5-1	099-805-1002
10	串木野海上保安部	896-0036	鹿児島県	いちき串木野市浦和町54-1	0996-32-2362
10	奄美海上保安部	894-0034	鹿児島県	奄美市名瀬入舟町22-1	0997-53-5569
11	那覇海上保安部	900-0001	沖縄県	那覇市港町4-6-5	098-951-0118
11	石垣海上保安部	907-0013	沖縄県	石垣市浜崎町1-1-8	0980-83-0118
11	宮古島海上保安部	906-0012	沖縄県	宮古島市平良字西里7-21	0980-72-0118
11	中城海上保安部	904-2162	沖縄県	沖縄市海邦町3-45	098-938-7118